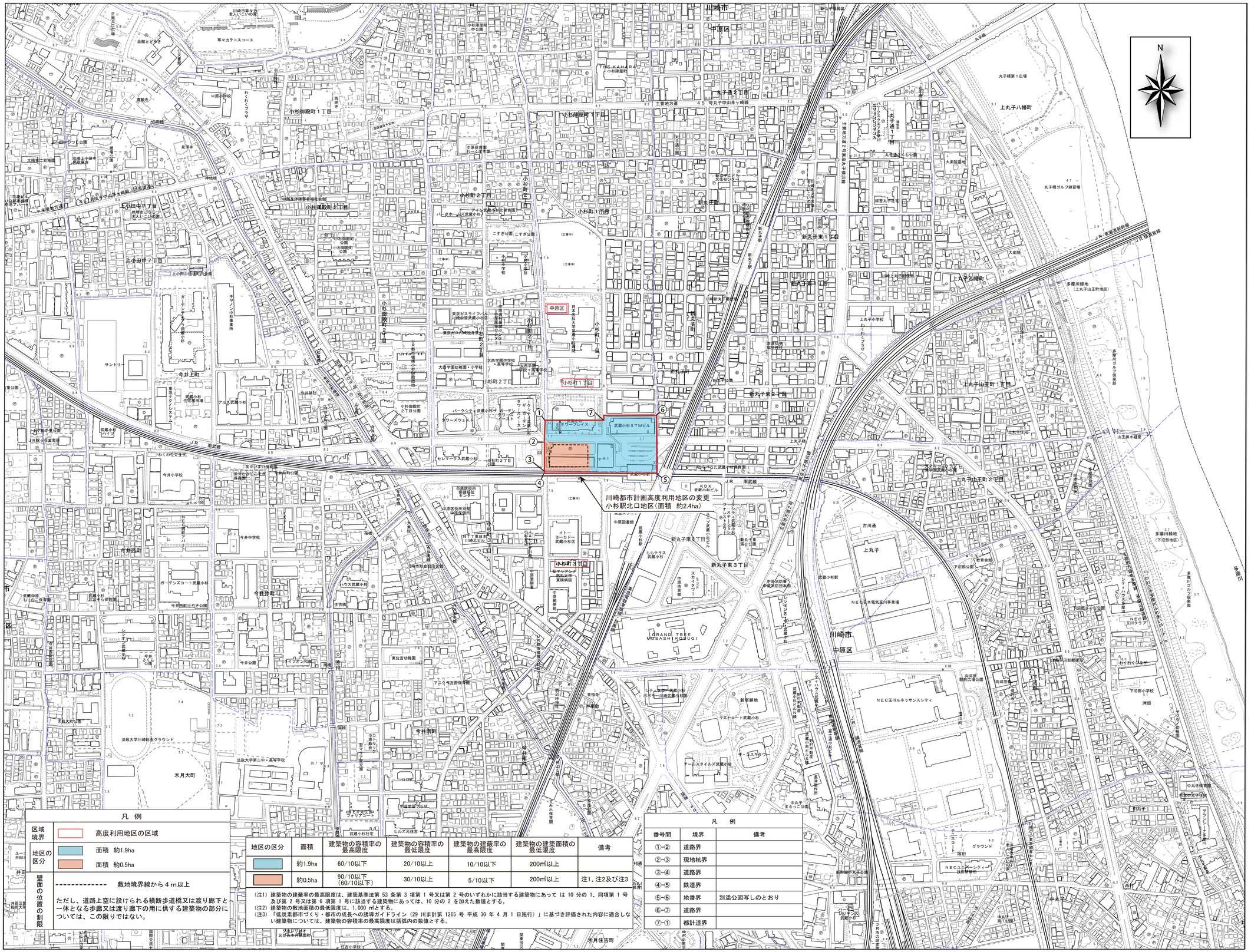

凡　例		
区域境界		高度利用地区の区域
地区の区分		面積　約1.9ha
		面積　約0.5ha
壁面の位置の制限	----------	敷地境界線から４ｍ以上
	ただし、道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分については、この限りではない。	

凡　例		
番号間	境界	備考
①-②	道路界	
②-③	現地杭界	
③-④	道路界	
④-⑤	鉄道界	
⑤-⑥	地番界	別添公図写しのとおり
⑥-⑦	道路界	
⑦-①	都計道界	

地区の区分	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
	約1.9ha	60/10以下	20/10以上	10/10以下	200㎡以上	
	約0.5ha	90/10以下（60/10以下）	30/10以上	5/10以下	200㎡以上	注1、注2及び注3

（注1）建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあって は 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。
（注2）建築物の敷地面積の最低限度は、1,000 ㎡とする。
（注3）「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン（29 川ま計第 1265 号 平成 30 年 4 月 1 日施行）」に基づき評価された内容に適合しない建築物については、建築物の容積率の最高限度は括弧内の数値とする。

記号

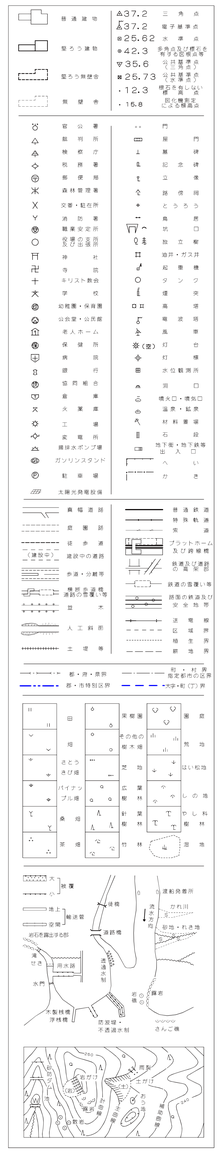

市町村名	川崎市
事項	
件名	川崎都市計画高度利用地区の変更（小杉駅北口地区）
図面の名称	計画図
縮尺	1：2,500
番号	1/1
作成年月日	令和　年　月　日

（1）この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
（承認番号）３１都基交測第３８号・３１都市基交著第６９号

（2）横浜市建築局都市計画基本図データにより作成
（横浜市地形図複製承認番号　令元建都計第９１０６号）

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである　（助言番号）令１開公第８７号

この地図は、川崎市公共基準点測量成果を使用して調製したものである。

川　崎　市
許可なく複製を禁ずる